

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用バッテリー灯（4台）の点検において、バッテリー本体接続用ケーブルの被覆に亀裂が入っている等の不具合が認められたため、当該箇所を修理	D	
2	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）用圧縮機の起動・停止制御用の保護継電器に動作不良が認められたため、当該継電器を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉停止時冷却系熱交換器（B）の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室ベント管内確認作業において、ベント管内水面に異物（計20個）が認められたため、当該異物を回収	C	
5	1号機	主復水器用空気抽出器のウォーミング操作において、駆動用蒸気配管安全弁が動作したため、対応検討	C	
6	3号機	第3給水加熱器（A、B、C）のレベル調整弁（3台）の点検において、当該弁下部フランジ付属のドレン抜き用閉止プラグ頭部に摩耗が認められたため、当該プラグを交換	D	
7	3号機	高圧復水ポンプ（B）入口配管への水素注入弁の点検において、グラウンドシールにリークが認められたため、当該部品を交換	D	
8	3号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）の検査要領書記載の設定値及び許容範囲の数値データに誤記が認められたため、当該要領書を訂正	D	
9	3号機	送電線保護継電器盤室空調機（A）の点検において、室外機送風機用電動機の電源接続部に熱による損傷が認められたため、当該部を修理	C	
10	3号機	定期事業者検査「蒸気タービン設備検査（M1）」の検査要領書に誤記が認められたため、当該箇所を訂正	D	
11	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプ室用排気ファンのファンベルト（2本中1本）に緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
12	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の入口冷却水温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	原子炉再循環系ポンプ（B）駆動用電動機の軸受温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
14	4号機	廃棄物処理系除染廃液ドレンタンク（A、B）のレベル指示計に指示値不良が認められたため、当該レベル計器を点検・修理	D	
15	5号機	サービス建屋地階電気品室内の空調ダクト上部敷設の放射性化学分析室からの排水と推定される配管より水のリーク（1滴/日程度、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理建屋1階プリコートタンク室の北東側壁面上部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	制御棒駆動水ポンプの最小流量バイパス配管用ドレン弁の浸透探傷検査において、弁棒の一部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用補機冷却海水ポンプ（A）の点検において、シャフトスリーブ軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
19	6号機	原子炉給水系原子炉入口弁（B）の点検において、当該弁駆動部用フレキシブル電線管を破損させたため、当該電線管を交換	D	
20	6号機	原子炉水試料採取ラック内の原子炉再循環系ポンプ出口採取用配管の耐圧試験において、出口弁及び逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
21	6号機	原子炉給水系原子炉入口弁（A・B）の浸透探傷検査において、入口弁（A）の弁体出口側及び入口弁（B）の弁体入口側・出口側に指示模様が認められたため、当該弁体（2台）を交換	D	
22	6号機	主タービン湿水分離器（B）の浸透探傷検査において、溶接部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
23	6号機	主タービン湿水分離器（A、B）の点検において、溶接部に欠陥（開孔及び割れ）が認められたため、欠陥部を除去及び溶接補修	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで